

当組合のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客様へ

平成 22 年 6 月 18 日以降、利息制限法の改正にともない、当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客さまが、当組合以外の提携 ATM をご利用される場合に、ATM 利用明細票に示されたお客様の負担される ATM 手数料よりも、実際にご負担いただく手数料金額が減額される場合がございます。

これは、利息制限法の改正(※1)により、ATM を利用した以下のようなお取引の一部において、一定金額以上の ATM 利用手数料が新たに利息とみなされることとなったため、当該金額以上の手数料が発生するお取引では、その手数料の一部を当組合が負担するためです(※2)ので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

- キャッシュカードによる出金時に残高不足により、総合口座のお借入が発生する場合
- キャッシュカードによる入金時に総合口座の借入残高のご返済が行われる場合
- ローンカードによるお借入・ご返済

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

※1 利息制限法施行令第 2 条および出資法施行令第 2 条(平成 19 年 11 月公布)により、CD・ATM を利用したお借入またはご返済の際にお客さまにご負担いただく ATM 利用料(消費税込)について、「お借入またはご返済の金額が 1 万円以下 : 105 円超、同 1 万円超 : 210 円超」の場合、その超過額が利息と見なされることが定められたものです。

※2 対象となるお取引では、お客さまにご負担いただく ATM 利用手数料は、お借入またはご返済の金額が 1 万円までの場合には 105 円まで、お借入またはご返済の金額が 1 万円超となる場合には 210 円までといたしますので、ATM を設置している金融機関がこれを超える手数料を請求する場合には、差額は当組合が負担いたします。また、判断の基準は出金額、入金額ではなく、それぞれのカードローン・総合口座のお借入額、ご返済額となります。なお、預金の入出金につきましては、いままでどおり ATM 設置金融機関の定める手数料をご負担いただきます。